沖縄県個人情報保護審査会答申第 110 号 概要

17幅水個八月和水陵街直云各中分 110 分 《	
①件 名	沖縄県公立学校管理職候補者選考試験に係る合否判定資料
	の不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和5年1月9日(受理:令和5年1月23日)
③実 施 機 関	沖縄県教育委員会(教育庁 学校人事課)
④決定年月日	令和5年1月31日(教人第1735号)
⑤決 定 内 容	保有個人情報不開示決定
⑥決 定 理 由	条例第 15 条第 6 号:選考に係る個人の評価等を開示す
	ることで、選考試験の適正な実施に
	支障が生じるため。
	保有個人情報の不存在:「書類選考の得点と順位」について
	は不存在のため。
⑦審査請求年月日	令和5年3月28日
⑧審査請求の趣旨	「1次合否判定資料」「2次合否判定資料」について開示す
	べきである。
⑨審査請求理由要旨	選考試験は競争試験と違い、単に得点や順位で選考される
	ものでないことは理解している。
	県教委は条例第 15 条第 6 号を根拠に「選考試験の適正な実
	施に支障が生じる」として不開示決定しているが、実施済みの
	選考試験の結果を開示することで、選考試験の適正な実施に
	どのような「著しい」支障が生じるのか、説明されておらず理
	解することができない。
	選考試験の結果は合格と不合格しか通知されず、多大な労
	力を注いで挑んだ自らの選考試験結果について、何ができて
	いて何が不十分だったのかを理解することは、今後の資質能
	力の向上や現在の業務を高い意欲をもって遂行する上で極め
	て重要である。
⑩諮問年月日	令和5年6月9日(沖縄県教育委員会教育長諮問第2号)
⑪答 申 年 月 日	令和6年1月31日
②答 申 内 容	○審査会の結論
	沖縄県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が
	行った、令和5年1月31日付け教人第1735号による保有個
	人情報不開示決定(不存在による不開示決定を除く。以下「本
	件処分」という。)のうち、実施機関が特定した文書につい
	て、別表の「新たに開示できるとした部分」に記載された箇
	所は開示すべきである。

○審査会の判断理由 (概要)

審査請求人は、審査請求の趣旨として、本件特定文書「1次合否判定資料」及び「2次合否判定資料」を開示すべきとしており、不存在による不開示決定については審査請求の対象としていないことから、本件特定文書に係る不開示決定の妥当性のみについて判断する。

条例第15条第6号の不開示情報該当性について

実施機関は、選考試験は一般の職員採用試験と異なり、内部の人事管理に関する試験であり、特殊性があること、また、本件特定文書には合否判定に用いる各種評価が記載されており、これを本人に開示すれば、今後の選考試験実施において、各種評価の評価者が適正な評価を行えなくなるなど、選考試験における正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため条例第 15 条第6号の不開示情報に該当するとして不開示とした旨説明する。

審査会において、本件特定文書を見分したところ、実施機関の説明のとおり、選考試験は職員の内部の人事管理に関する試験であるという特殊性があることから、当該文書を全て開示することにより、各種評価の評価者が萎縮するなど、適正な評価を行えなくなる支障が生じるおそれについては概ね認められる。

しかしながら、本件特定文書のうち論文試験に係る情報については、審査請求人が主張するとおり、論文試験の結果を受験者本人へ開示することにより評価者が特定されるおそれはなく、今後の選考試験の適正な遂行に支障が生じるおそれはないものと考えられる。このことから、審査会は実施機関に対し、当該情報を含め、本件特定文書のうち部分的に開示できる情報がないかどうか改めて確認を求めた。

その結果、実施機関からは、論文試験に係る情報のほか試験の順位等、別表の「新たに開示できるとした部分」(以下「別表の情報」という。)については開示できる旨の回答があった。

審査会においても、別表の情報について確認したところ、 当該情報は条例第 15 条第 6 号の不開示情報に該当せず、開 示が妥当であると判断する。

また、別表の情報以外の不開示情報については、条例第 15 条第 6 号に該当し、不開示が妥当であると判断する。 したがって、本件特定文書に係る条例第 15 条第 6 号の不開示情報該当性についての実施機関の判断は概ね妥当である。

しかしながら、別表の情報については、開示請求者に開示しても、今後の選考試験の実施に何ら支障が生じるものではなく、実施機関が不開示の理由とする条例第 15 条第 6 号に該当するものとは認められないため開示すべきである。